

■要望管理番号

5037

■要望事項管理番号

5037011

■提案主体名

在日米国商工会議所

■要望事項

公正な改正道路交通法の施行

■求める措置の具体的内容

改正道路交通法が公正に施行されることが重要である

■具体的事業の実施内容・提案理由

最近、民間企業の集配車両運転手が、駐車違反で罰せられている一方、郵便車両の違反は取り締まられていないことを目の当たりにしている。さらに、民間企業が 2 人目の運転手を雇い、駐車違反の標章を取り付けられないよう取り組んでいることに対し、日本郵政公社は自由に 1 人体制で集配車両を運転している。改正法に従うために運転手を追加で雇う必要のないことは、日本郵政公社に民間会社との競争に不公平な利点を与えている。日本公正取引委員会が 2006 年 7 月に発表した「郵政民営化関連法律の施行に伴う郵便事業と競争政策上の問題点について」にあるように、郵便車両が享受する特典は民間企業の集配車両にも同様に適用されるべきである。

■制度の所管省庁等

公正取引委員会、警察庁、総務省、国土交通省、財務省

■管理コード

Z05001

■該当法令

道路交通法第 4 条第 1 項及び第 2 項、都道府県公安委員会規則等

■制度の現状

- (1) 都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、道路標識等を設置して駐車禁止規制等の交通規制を行うことができることとされている。
- (2) (1)の交通規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行うこととされ、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を指定して行うことができることとされている。

■措置の概要（対応策）

郵便物の集配のため使用する車両については、これまで各都道府県公安委員会規則の定めにより、駐車規制からの除外措置の対象としていたところ、本年2月に、警察庁では、都道府県警察に対して、日本郵政公社の車両のうち、専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する通常郵便物の集配に使用する車両以外の車両については、貨物運送事業者とのイコールフットィングの観点から駐車規制からの除外措置の対象としないよう指示をしたところである。

■再検討要請

要望者から提出された以下の再意見について御回答いただきたい。

貨物運送事業者とのイコールフットィングの観点から通常郵便物の規定から外れたゆうパックを配達する車両を駐車規制からの除外措置の対象としないようにしたように、民間国際宅配業者と競合するEMS（国際スピード郵便）を配達する車両も除外措置の対象から外すべきである。

■処置の概要（対応策）

郵便法（昭和22年法律第165号）上、EMS（国際スピード郵便）は小包郵便物であると承知しており、駐車規制からの除外措置の対象とならないものとする。